

令和8年9月15日

県内医療機関 管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部
健康危機・感染症対策課長
(公印省略)

医療機関におけるマスク着用の考え方及び県から配布した「医療機関来院時のお願い」ポスターの今後の取扱いについて

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

医療機関におけるマスクの着用については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に先立ち、令和5年2月に「令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本」といった国の考え方が示された中で、「医療機関の受診時や訪問時などは、重症化リスクの高い方への感染を防ぐためマスクの着用を推奨する」との見解が示されました。

本県においては、5類移行後も感染によるリスクは継続することを考慮し、令和5年3月、「医療機関ではいつもマスク着用」など、医療機関受診の際のルールを掲載した「医療機関来院時のお願い」のポスターを、神奈川県医師会及び神奈川県病院協会と連名で作成し、各医療機関に配布し掲示していただいていたところでした。

そうした中、新型コロナウイルス感染症5類移行から3年が経過し、既にマスク着用のルールを見直されている医療機関も増えているとともに、本県のK-ICT(神奈川県感染症対策チーム)の感染症専門医からは、「これまでのマスク着用の考え方は見直し可能な時期にある」との助言をいただいています。

このような状況を踏まえ、本県では、県として「医療機関ではいつもマスク着用」をお願いする時期は終了したと判断し、県ホームページにおける「医療機関ではいつもマスク着用」に関する掲載(動画を含む)を終了することとしました。

◆各医療機関へのお願い

医療機関内でのマスク着用については、今後は各医療機関において、地域における急性呼吸器感染症の流行状況、院内の発生状況、患者の重症化リスク、診療

科目、患者の特性等を踏まえて御判断くださるようお願いします。

また、令和5年3月に県が作成したポスター及び「医療機関ではいつもマスク着用」の動画を使用している医療機関におきましては、掲示等を終了して下さるようお願いします。

なお、従来のポスターに代えて、マスク着用を含めた「咳エチケット」のお願いのポスター、引き続き院内でのマスク着用をお願いする必要がある場合にお使いいただけるポスター、マスク着用ルールの変更のポスターの3種類のポスターの電子ファイルを用意しましたので必要に応じて御活用ください。なお、ファイルは、医療機関名の追記など、各医療機関において適宜修正して御活用ください。

※ファイルは神奈川県ホームページからダウンロードできます。

<掲載場所>

ホーム→組織で探す→健康医療局 健康危機・感染症対策課→所属 PR ページ

→健康危機・感染症対策課からのお知らせ

→医療機関におけるマスク着用の考え方及び県から配布した「医療機関来院時のお願い」ポスターの今後の取扱いについて

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/mask/hosp.html>

問合わせ先

新興感染症対策グループ

電話 045-285-0559